

施設基準の改正により、平成28年3月31日において  
現に当該点数を算定していた保険医療機関又は保険薬局であっても、  
平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

## 〔特掲診療料〕

1	ニコチン依存症管理料 〔平成29年7月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
2	在宅療養支援診療所 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
3	コンタクトレンズ検査料1又は3 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
4	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影(注3に規定する届出に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
5	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
6	腹腔鏡下肝切除術(3、4、5又は6を算定する場合に限る)
7	在宅療養支援歯科診療所 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
8	歯根端切除手術の注3
9	基準調剤加算
10	後発医薬品調剤体制加算1又は2

診療報酬の算定項目の名称等が以下のとおり変更されたが、平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

〔基本診療料〕

1	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間25対1急性期看護補助体制加算	⇒	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間30対1急性期看護補助体制加算
2	病棟薬剤業務実施加算	⇒	病棟薬剤業務実施加算1
3	退院調整加算	⇒	退院支援加算2
4	精神科急性期治療病棟入院料の注4に掲げる精神科急性期医師配置加算	⇒	精神科急性期医師配置加算
5	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算	⇒	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算1

診療報酬の算定項目の名称等が以下のとおり変更されたが、平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

〔特掲診療料〕

1	在宅療養実績加算	⇒	在宅療養実績加算1
2	特定施設入居時等医学総合管理料	⇒	施設入居時等医学総合管理料
3	人工膵臓	⇒	人工膵臓検査
4	経口摂取回復促進加算	⇒	経口摂取回復促進加算1
5	内視鏡手術用支援機器加算	⇒	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
6	歯科治療総合医療管理料	⇒	歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
7	在宅患者歯科治療総合医療管理料	⇒	在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
8	在宅かかりつけ歯科診療所加算	⇒	在宅歯科医療推進加算
9	歯科技工加算	⇒	歯科技工加算1及び2
10	経皮的動脈弁置換術	⇒	経カテーテル大動脈弁置換術